

薬第 01250001 号  
令和4年1月25日

県立各保健所（支所）長 様  
和歌山市保健所長 様

和歌山県福祉保健部健康局長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症経口抗ウイルス薬「ラゲブリオ」登録センターへの登録  
について

昨今、全国的にオミクロン株の流行により新型コロナウイルス感染症患者が増加しています。本県でも過去最高を上回る患者が連日のように報告されるとともに、高齢者施設等においてもクラスターが発生している状況です。経口の治療薬としては現在、標記の医薬品が承認されていますが、これらは国内での流通量が限られていることから、処方する場合は、一定の手続きを要することになります。

つきましては、自宅療養患者や高齢者施設入所者等に早期に本医薬品を投与できるよう貴所において把握している協力いただける医療機関に下記事項の周知をお願いします。

なお、一般社団法人和歌山県医師会長には別途通知しています。

記

1 ラゲブリオ登録センターへの登録について

ラゲブリオを処方するにあたっては、あらかじめ「ラゲブリオ登録センター」への登録が必要となります。(別添1資料参照)

2 処方にあたっての本医薬品の確保について

(1) 国通知により原則として院外処方によりラゲブリオ登録センターに登録した薬局（以下「対応薬局」という。）を通じて本剤を処方することとなります。なお、対応薬局は別紙2のとおりです。

(2) 院内処方により本医薬品を投与する場合は、登録センターに登録すると、医薬品の発注が可能となり、締め切り時間内に発注した場合は、原則その翌日に納品されます。

3 使用状況の調査について

県内の使用状況を確認するため、処方した後は別紙様式により当課まで FAX によりご連絡をお願いします。

事務担当

福祉保健部健康局薬務課指導班

TEL : 073-441-2663

FAX : 073-433-7118

## 「ラゲブリオ」登録センターへの登録について

### 経口抗ウイルス薬「ラゲブリオ」

- (1) ラゲブリオ登録センターへの登録にかかる説明資料

<https://www.msconnect.jp/lagevrio-ordersystem-iryokikan/>



- (2) ラゲブリオ登録センター連絡先

TEL : 0120-682-019 (受付時間 : 9:00~17:30 (土日祝日・当社休日を除く))

Mail address : msd.covid19.register.support@merck.com

- (3) 国通知

「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」  
令和3年12月24日(令和4年1月21日最終改正) 付け 事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/000885823.pdf>



### 【その他】

- (1) 本剤は、対象者に制限(重症化リスクを有する者など)があります。処方にあたっては、上記の通知を必ずご覧ください。
- (2) 登録センターに登録すると、医薬品の発注が可能となり、締め切り時間内に発注した場合は、原則その翌日に納品されます。なお、使用見込みのない発注は控えてください。

(別紙様式)

和歌山県薬務課指導班あて (FAX : 073-433-7118)

医療機関名	
所在市町村名	
担当者	
連絡先	

### 新型コロナウイルス感染症経口抗ウイルス薬ラゲブリオの使用状況

処方年月日	
氏名	
患者年齢	
重症化リスク因子	
対応薬局名称	
診察方法	外来 ・ 往診 ・ 遠隔診療 ・ その他
院内外の別	院外 ・ 院内

写

薬第 01250001 号  
令和4年1月25日

一般社団法人和歌山県医師会長 様

和歌山県福祉保健部健康局長

新型コロナウイルス感染症経口抗ウイルス薬「ラゲブリオ」登録センターへの登録  
について

平素は、薬事行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨今、全国的にオミクロン株の流行により新型コロナウイルス感染症患者が増加しています。本県でも過去最高を上回る患者が連日のように報告されるとともに、高齢者施設等においてもクラスターが発生している状況です。経口の治療薬としては現在、標記の医薬品が承認されていますが、これらは国内での流通量が限られていることから、処方する場合は、一定の手続きを要することになります。

つきましては、本医薬品の処方をされる医療機関は、下記事項にご留意のうえ、あらかじめ別添資料に基づき登録いただけるようお願いいたします。

なお、自宅療養に協力いただける医療機関には別途保健所から通知することを申し添えます。

記

- 1 ラゲブリオ登録センターへの登録について  
ラゲブリオを処方するにあたっては、あらかじめ「ラゲブリオ登録センター」への登録が必要となります。(別添1資料参照)
- 2 処方にあたっての本医薬品の確保について
  - (1) 国通知により原則として院外処方によりラゲブリオ登録センターに登録した薬局（以下「対応薬局」という。）を通じて本剤を処方することとなります。なお、対応薬局は別紙2のとおりです。
  - (2) 院内処方により本医薬品を投与する場合は、登録センターに登録すると、医薬品の発注が可能となり、締め切り時間内に発注した場合は、原則その翌日に納品されます。
- 3 使用状況の調査について  
県内の使用状況を確認するため、処方した後は患者の同意を得たうえで別紙様式により当課までFAXによりご連絡をお願いします。

事務担当  
福祉保健部健康局薬務課指導班

TEL : 073-441-2663

FAX : 073-433-7118